

6章 滝川市耐震改修促進計画

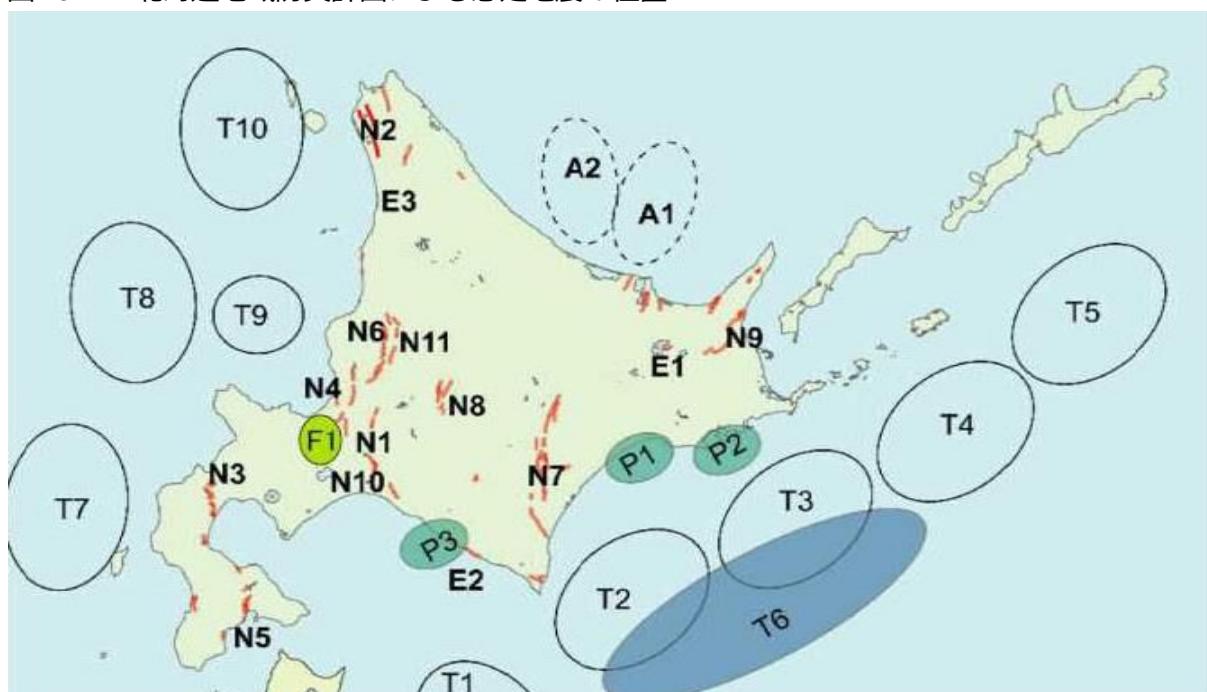
1 想定される地震

(1) 想定地震

「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」では、「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編 令和元年5月修正）」における想定地震を道内で想定される地震としております。

「北海道地域防災計画」では、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して図6-1の地震を想定、また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定しています。

図 6-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置



地震	マグニチュード	地震	マグニチュード	地震	マグニチュード
海溝型地震		内陸型地震			
千島海溝/日本海溝		活断層帯			
T1 三陸沖北部	8.0	N1 石狩低地東縁主部	7.9	F1 札幌市直下	6.7-7.5
T2 十勝沖	8.1	主部北側	7.5	既往の内陸地震	
T3 根室沖	7.9	主部南側	7.2	E1 弟子屈地域	6.5
T4 色丹沖	7.8	N2 サロベツ	7.6	E2 浦河周辺	7.1
T5 択捉島沖	8.1	N3 黒松内低地	7.3	E3 道北地域	6.5
T6 500年間隔地震	8.6	N4 当別	7.0	オホーツク海	
日本海東縁部		N5 函館平野西縁	7.0-7.5	A1 網走沖	7.8
T7 北海道南西沖	7.8	N6 増毛山地東縁	7.8	A2 紋別沖(紋別構造線)	7.9
T8 積丹半島沖	7.8	N7 十勝平野			
T9 留萌沖	7.5				
T10 北海道北西沖	7.8				
プレート内		N8 富良野			
P1 釧路直下	7.5				
P2 厚岸直下	7.2				
P3 日高西部	7.2	N9 標津	7.7以上		
		N10 石狩低地東縁南部	7.7以上		
		N11 沼田-砂川付近	7.5		

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）（一部加筆）



(2) 地震動評価

24 地震 54 断層モデルの想定地震における滝川市内の最大震度は以下のとおりです。沼田-砂川付近の断層帯 (45_3) が震度階級で 7 となり最大となります。

表 6-1 想定地震における滝川市内の平均震度・最大震度

断層 モデル	想定地震	モデル	最大 震度 ^{※2} (計測震度)		平均 震度 ^{※3} (計測震度)	
			震度 階級	震度 階級	震度 階級	
1	標津断層帯	30_1	-	-	-	-
2		45_5	-	-	-	-
3	十勝平野断層帯主部	30_3	5.011	5 強	4.252	4
4		45_2	4.808	5 弱	4.011	4
5		45_5	4.979	5 弱	4.208	4
6	富良野断層帯西部	30_2	5.764	6 弱	4.925	5 弱
7		30_5	5.764	6 弱	4.934	5 弱
8		45_3	5.674	6 弱	4.864	5 弱
9	増毛山地東縁断層帯	30_2	6.431	6 強	5.470	5 強
10		45_1	6.410	6 強	5.484	5 強
11		45_2	6.503	7	5.536	6 弱
12		45_3	6.360	6 強	5.340	5 強
13		45_4	6.463	6 強	5.452	5 強
14		45_5	6.430	6 強	5.399	5 強
15	沼田-砂川付近の断層帯	30_3	6.900	7	6.084	6 強
16		30_4	6.755	7	5.711	6 弱
17		45_1	6.704	7	5.867	6 弱
18		45_2	6.864	7	5.997	6 弱
19		45_3 ^{※1}	6.966	7	6.138	6 強
20		45_4	6.806	7	5.757	6 弱
21	当別断層帯	30_2	5.236	5 強	4.309	4
22		30_5	5.194	5 強	4.336	4
23	石狩低地東縁断層帯主部	(北) 深さ 7km30_1	5.608	6 弱	4.777	5 弱
24		(北) 深さ 7km30_5	5.658	6 弱	4.829	5 弱
25		(北) 深さ 7km45_1	5.634	6 弱	4.794	5 弱
26		(北) 深さ 3km30_2	5.323	5 強	4.475	4
27		(北) 深さ 3km45_2	5.332	5 強	4.483	4
28		(北) 深さ 3km45_3	5.688	6 弱	4.846	5 弱
29		(北) 深さ 3km45_5	5.725	6 弱	4.877	5 弱
30		(南) 深さ 3km45_2	4.966	5 弱	4.116	4
31		(南) 深さ 3km45_5	5.061	5 強	4.244	4
32		深さ 7km30_5	5.458	5 強	4.642	5 弱
33	石狩低地東縁断層帯南部	深さ 3km30_2	4.828	5 弱	4.026	4
34		深さ 3km30_3	5.341	5 強	4.518	5 弱
35		深さ 3km30_5	5.457	5 強	4.639	5 弱
36	黒松内低地断層帯	30_5	4.304	4	3.514	4
37		45_3	4.311	4	3.521	4
38		45_4	4.447	4	3.660	4
39	函館平野西縁断層帯	45_2	-	-	-	-
40		45_3	-	-	-	-
41	サロベツ断層帯北延長	30_2	5.018	5 強	4.206	4
42		30_3	4.680	5 弱	3.875	4
43		30_5	4.510	5 弱	3.723	4
44	札幌市直下	西札幌背斜	4.642	5 弱	3.810	4
45		月寒背斜	5.255	5 強	4.402	4
46		野幌丘陵 45_1	5.457	5 強	4.610	5 弱
47	根室沖		-	-	-	-
48	十勝沖		5.499	5 強	4.725	5 弱

6章 滝川市耐震改修促進計画

断層 モデル	想定地震	モデル	最大 震度 ^{※2} (計測震度)		平均 震度 ^{※3} (計測震度)	
			震度 階級	震度 階級		
49	三陸沖北部		5.176	5 強	4.366	4
50	北海道北西沖	No_2	5.374	5 強	4.547	5 弱
51		No_5	5.078	5 強	4.262	4
52	北海道南西沖	No_2	5.068	5 強	4.258	4
53	北海道留萌沖	N193No_1	5.485	5 強	4.679	5 弱
54		N225No_2	5.934	6 弱	5.110	5 強

※1 「45_3」のうち、「45」は傾斜角、「3」はモデル番号を示す。

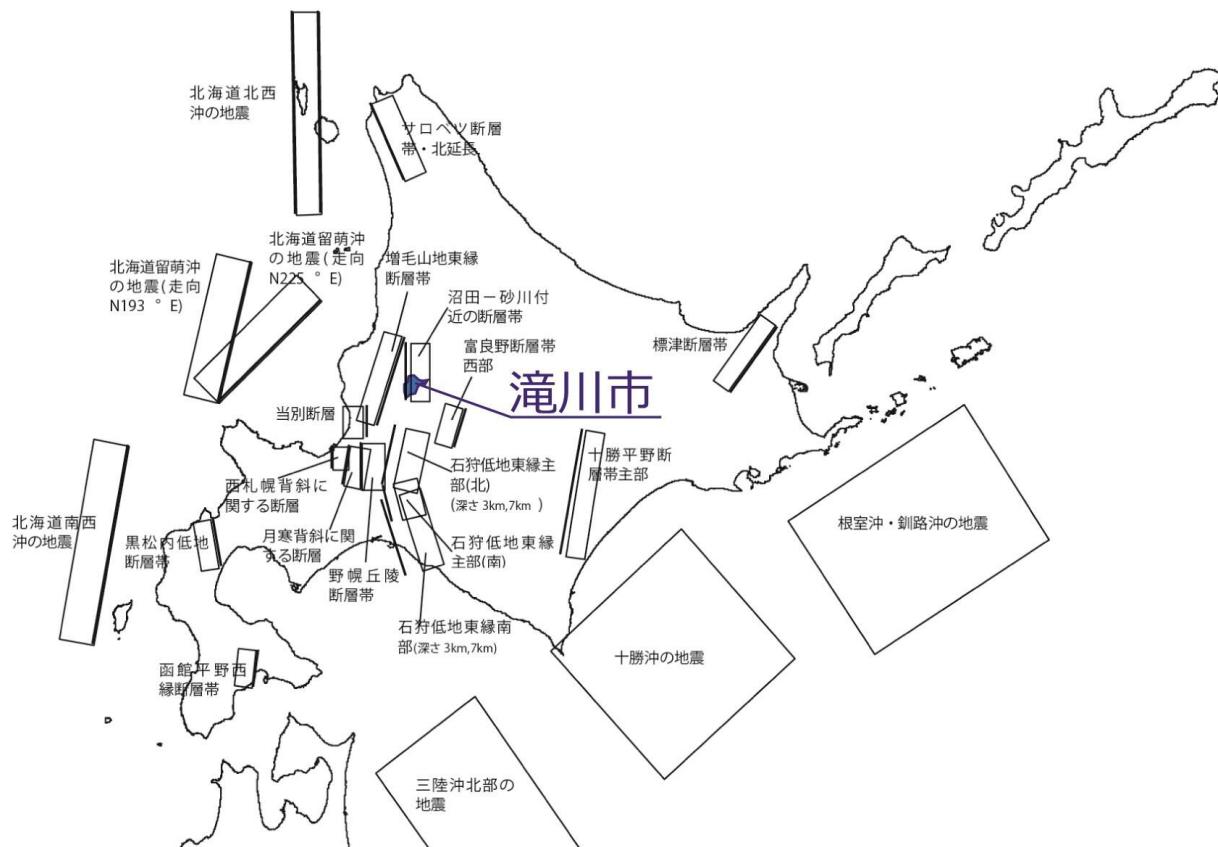
※2 最大震度とは市内を 250m メッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※3 平均震度とは市内を 250m メッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

(参考) 気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

(参考) 被害想定の対象地震

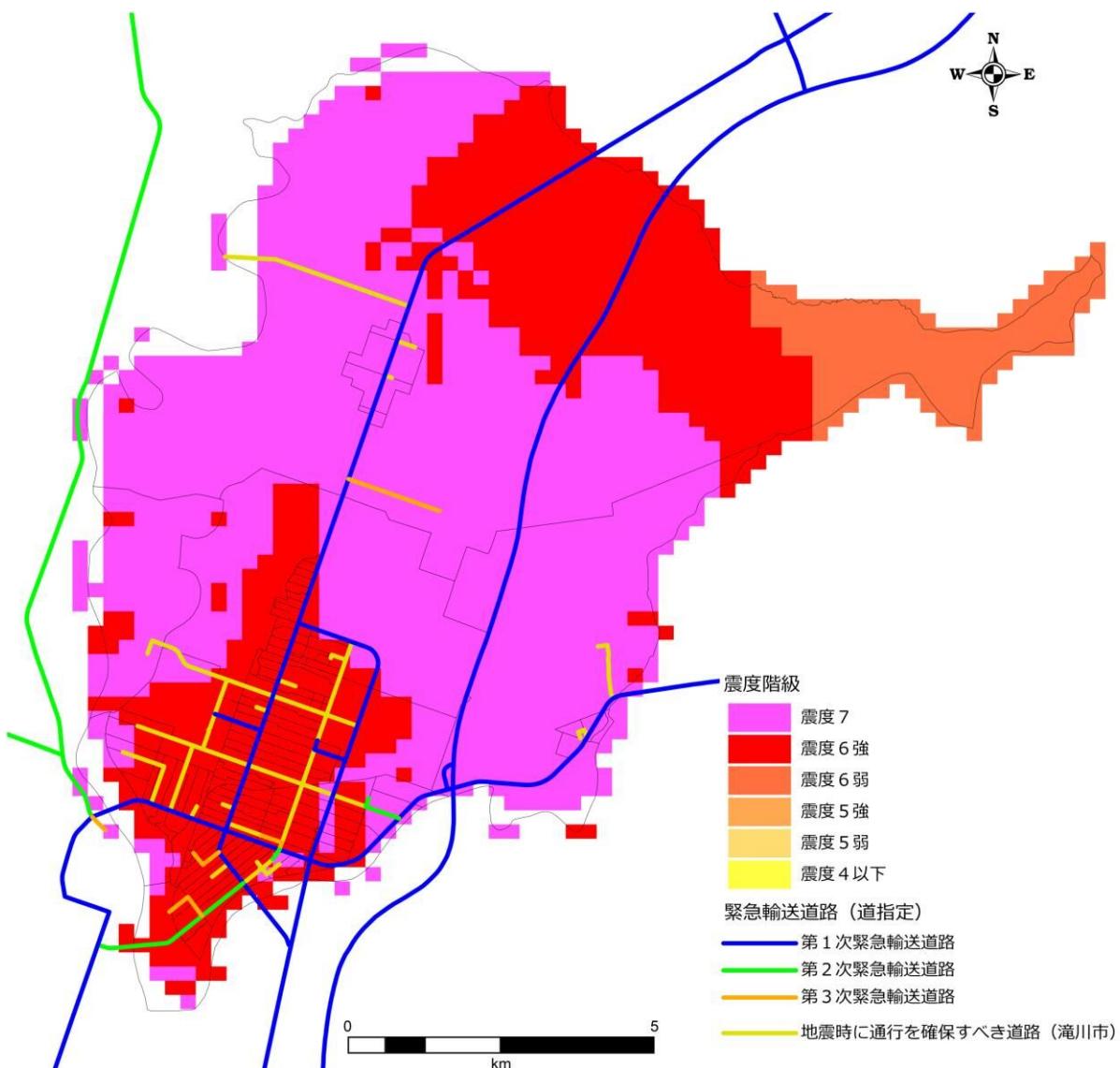




(3) 沼田-砂川付近の断層帯 (45_3) の想定地震における震度分布

沼田-砂川付近の断層帯 (45_3) における震度分布 (250m メッシュ) をみると、江部乙・東滝川市街地を含む広範囲で震度 7、滝川市街地周辺で震度 6 強と大きな揺れが想定されます。

図 6-2 沼田-砂川付近の断層帯 (45_3) の震度分布 (揺れやすさマップ)



資料：北海道（北方建築総合研究所）提供

(4) 地震の揺れによる被害想定

a. 地震の揺れによる建築物被害の想定

北海道では、「平成 28 年度地震被害想定調査結果（平成 30 年 2 月）」により、地震の計測震度と構造別・建築年別の建築物被害を表 6-2 及び図 6-3（P48 参照）のとおり想定しています。木造建築物において、多雪区域（垂直積雪量 1.0m 以上の地域）では、積雪時の積雪荷重を考慮しています。

昭和 56 年以前（旧耐震基準※）で建てられた建築物は、昭和 57 年以降（新耐震基準※）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、また、積雪時の積雪荷重を考慮した冬の場合には、冬以外に比べて全壊率・全半壊率が高くなると想定しています。

※本計画では、以下の表現で示しています（耐震基準については、後述 P 49 参照）。

昭和 56 年 5 月 31 日以前を「昭和（S）56 年以前（旧耐震基準）」

昭和 56 年 6 月 1 日以降を「昭和（S）57 年以降（新耐震基準）」

表 6-2 木造建築物の震度と被害率の関係

（冬）※本市の対象

（冬以外）

震度	全壊被害率			全半壊被害率			全壊被害率			全半壊被害率		
	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-56)	1982 (S57) 以降									
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.4	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
5.5	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
5.6	0.1%	0.1%	0.0%	2.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%
5.7	0.3%	0.3%	0.0%	3.4%	3.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.9%	0.2%	0.0%	0.0%
5.8	0.6%	0.6%	0.0%	6.6%	4.9%	0.2%	0.0%	0.0%	1.9%	0.4%	0.0%	0.0%
5.9	1.4%	1.2%	0.0%	11.0%	8.1%	0.4%	0.0%	0.0%	3.5%	0.9%	0.1%	0.1%
6.0	2.6%	2.0%	0.0%	16.5%	13.7%	0.9%	0.0%	0.0%	5.7%	2.0%	0.2%	0.2%
6.1	5.4%	4.0%	0.1%	25.2%	18.6%	1.5%	0.0%	0.0%	9.7%	3.3%	0.3%	0.3%
6.2	9.4%	6.9%	0.3%	34.6%	27.9%	3.2%	0.1%	0.1%	14.6%	6.4%	0.8%	0.8%
6.3	16.5%	12.2%	0.7%	46.3%	35.6%	5.2%	0.1%	0.1%	22.0%	9.8%	1.3%	1.3%
6.4	25.2%	18.6%	1.5%	57.1%	45.1%	8.4%	0.3%	0.3%	30.0%	15.0%	2.3%	2.3%
6.5	36.9%	27.9%	3.2%	66.4%	55.7%	13.4%	0.8%	0.8%	38.3%	22.4%	4.1%	4.1%
6.6	48.5%	37.5%	5.7%	76.8%	64.8%	19.3%	1.5%	1.5%	49.4%	30.6%	6.4%	6.4%
6.7	61.0%	50.6%	10.7%	84.4%	74.7%	28.2%	3.1%	3.1%	59.4%	41.6%	10.5%	10.5%
6.8	72.8%	62.0%	17.2%	90.2%	82.1%	37.4%	5.6%	5.6%	69.1%	52.1%	15.5%	15.5%
6.9	82.5%	71.3%	24.7%	94.3%	88.0%	47.6%	8.8%	8.8%	77.7%	62.6%	21.8%	21.8%
7.0	89.0%	80.4%	35.1%	96.7%	92.0%	56.9%	14.1%	14.1%	84.0%	71.3%	28.7%	28.7%

（参考）

建築基準法施行細則第 17 条第 1 項で規定

される多雪区域

（垂直積雪量 100cm 以上の区域）

※旧 212 市町村で図示

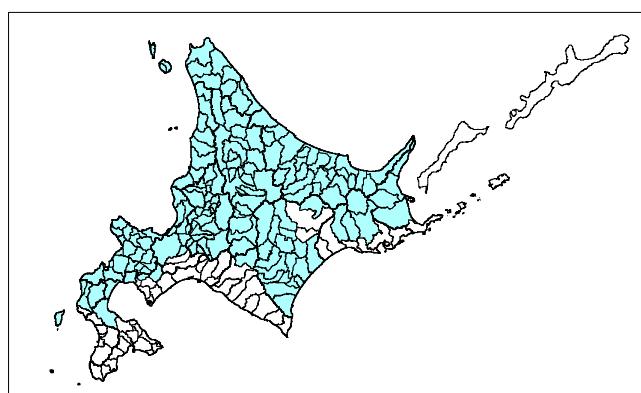
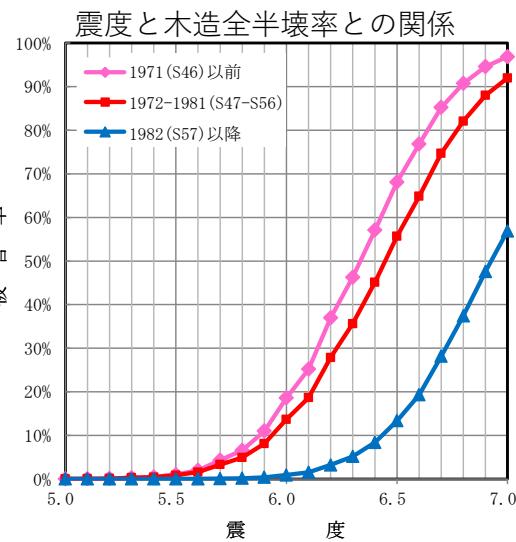
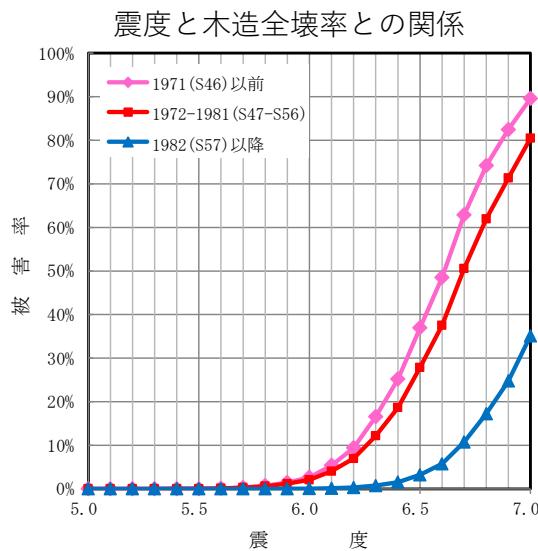


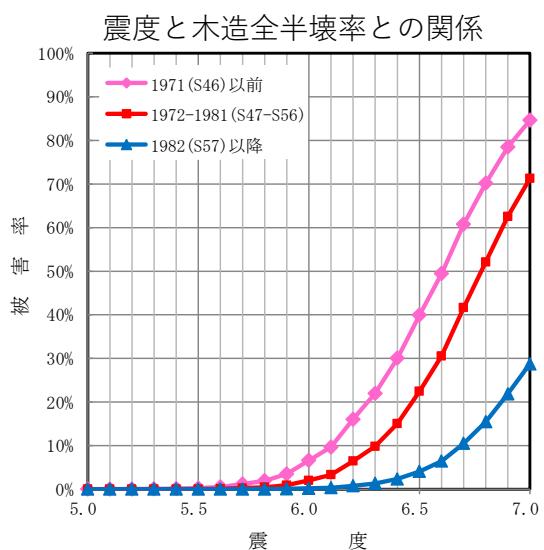
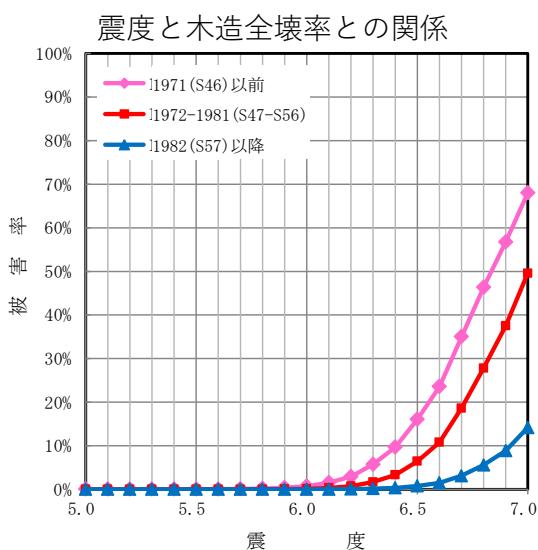


図 6-3 震度と構造別全壊率・全半壊率との関係

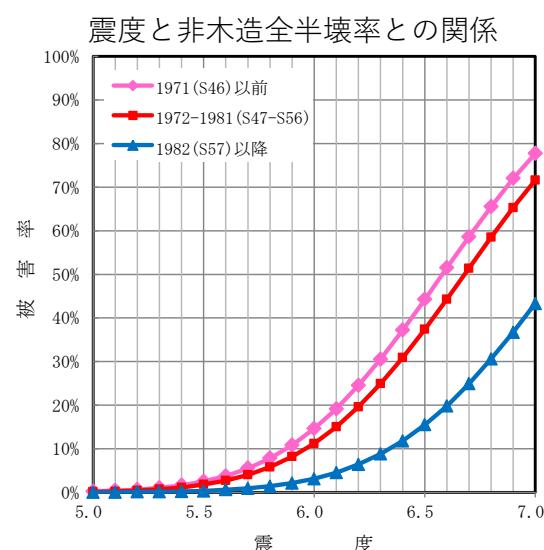
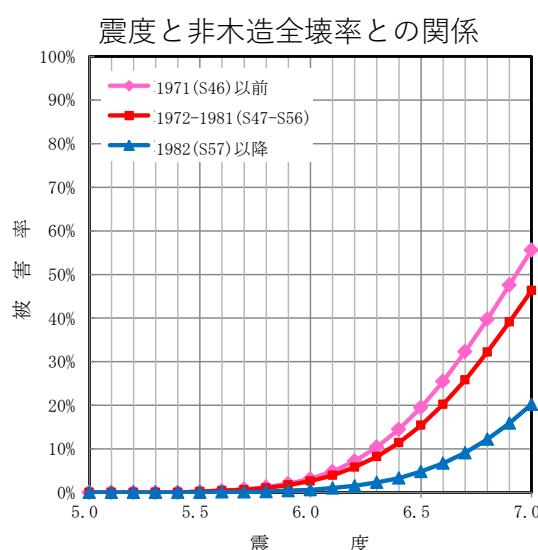
【木造（冬）】※本市の対象



【木造（冬以外）】



【非木造】



参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の建築区分について（耐震基準について）

現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

- ・旧耐震基準 「震度 5 程度の地震で倒壊しない建物であること」
- ・新耐震基準 「中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこと」

中規模の地震に対しては、倒壊だけでなく損傷を防ぐ、また大規模の地震に対しても、倒壊を防ぐという点が大きく変更になりました。



b. 想定地震の揺れによる被害想定

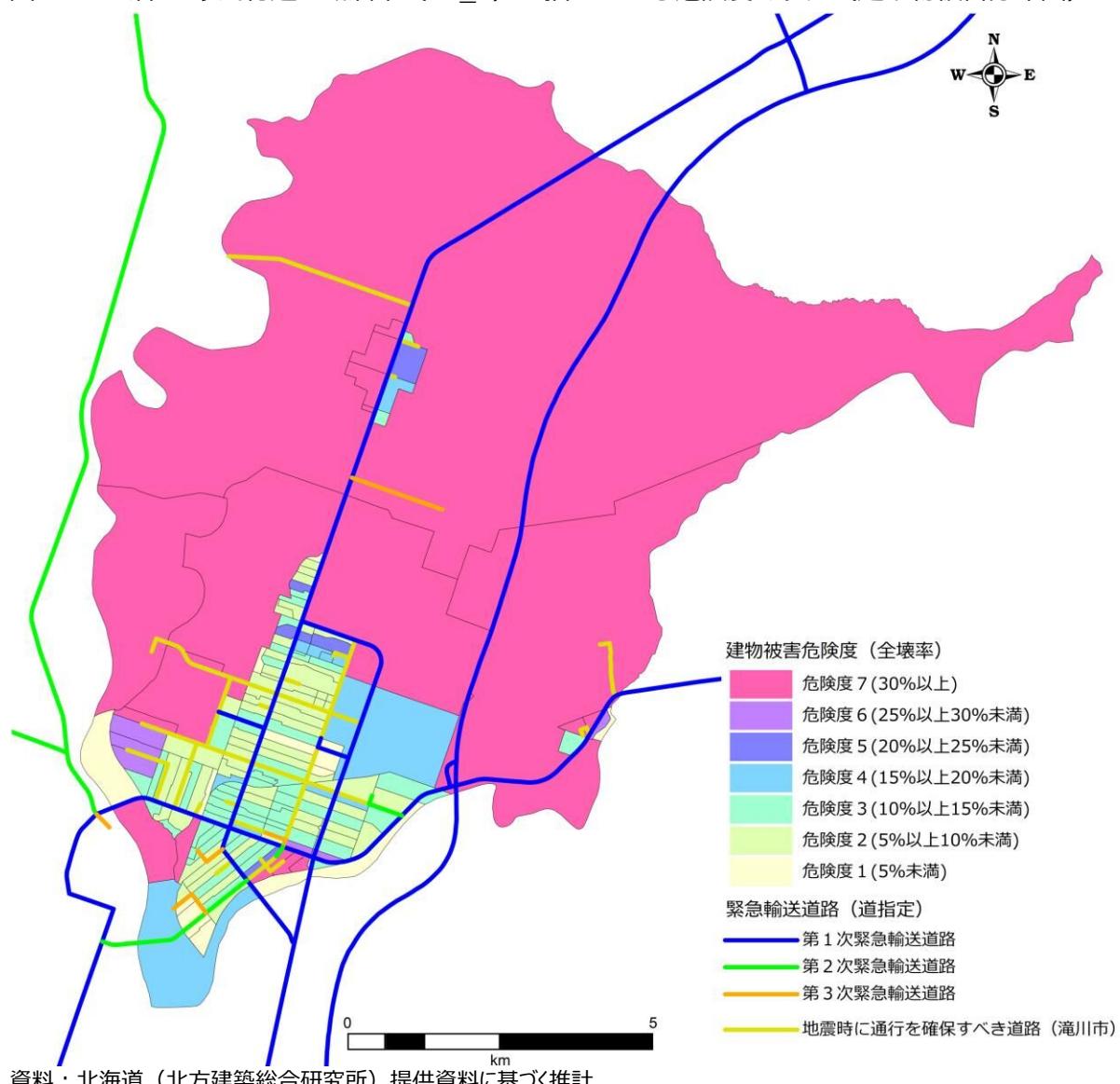
想定地震において震度が最大となる沼田-砂川付近の断層帯（45_3）の地震の場合、地震の揺れによる全壊棟数は2,467棟で全壊率は17.6%と甚大な被害が想定されています。

表 6-3 震度が最大となる地震の揺れによる被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	全壊棟数(棟)	全壊率(%)	死者数(人)	負傷者数(人)
沼田-砂川付近の断層帯	45_3	7.0	7	2,467	17.6%	24	315

※建物数 14,053 棟（固定資産台帳（令和7年1月1日現在）のうち、登記床面積の合計 10 m²未満を除く。）、人口 36,515 人（住民基本台帳（令和6年12月末日現在）、各被害は北海道（北方建築総合研究所）提供資料に基づく推計

図 6-4 沼田-砂川付近の断層帯（45_3）の揺れによる危険度マップ（建築物被害分布図）

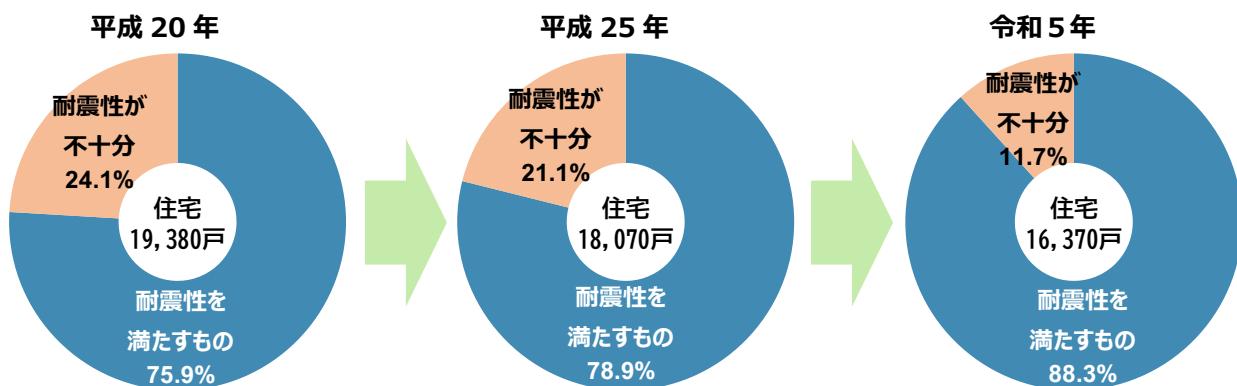


2 住宅・建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅・土地統計調査に基づき住宅の耐震化率を推計すると、令和5年で88.3%と推計され、前回策定時（平成30年3月）の基準値である平成25年の78.9%から9.4ポイント上昇しているものの、前回策定時の目標であった95%には満たない状況です。

図 6-5 住宅における耐震化率の推移



資料：各年 住宅・土地統計調査結果に基づく推計

表 6-4 住宅における耐震化率の内訳（令和5年）

(戸)	
住 宅 総 数	16,370
昭和56年以降	12,170
昭和55年以前	4,200
耐震性を満たしているもの又は満たしていると判断されるもの	2,162
耐震改修を実施したもの	120
耐震性を満たさないもの又は不明なもの	1,918

(戸)	
住 宅 総 数	16,370
耐震性を満たすもの	14,452
耐震化率	88.3%

耐震性を満たしているもの又は満たしていると判断されるもの：

昭和55年以前住宅のうち、戸建住宅の47.6%、共同住宅の63.8%（いずれも北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）に基づく。）は、耐震性が満たしていると推計

戸建 : 3,190戸×47.6% = 1,518戸

長屋・共同 : 1,010戸×63.8% = 644戸

耐震改修を実施したもの：

平成30年以降に昭和55年以前建築の住宅で耐震改修工事をした戸数（平成30年・令和5年住宅・土地統計調査結果）

耐震性を満たさないもの又は不明なもの：

4,200戸から「耐震性を満たしているもの又は満たしていると判断されるもの」及び「耐震改修を実施したもの」を差し引いた戸数



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

a. 市有建築物

耐震化の促進に努めるべき建築物として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1号に規定される多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。P55表6-9参照）のうち、令和7年現在の市有建築物は、57棟あります。

市有建築物57棟は、耐震性が不十分な施設が全て解消されています。

図 6-6 多数利用建築物（市有）の耐震化率の推移

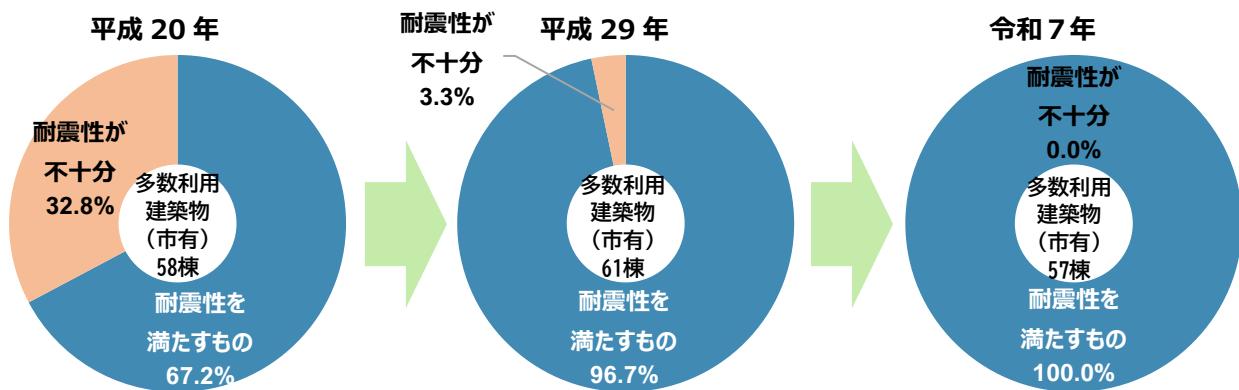


表 6-5 多数利用建築物（市有）の内訳（令和7年）

		(棟)
多数利用建築物（市有）		57
昭和56年以降		34
昭和55年以前		23
耐震性を満たしているもの又は満たしていると判断されるもの		10
耐震改修を実施したもの		13
耐震性を満たさないもの又は不明なもの		0
→		
多数利用建築物（市有）		57
耐震性を満たすもの		57
耐震化率		100.0%

b. 市有建築物以外

市有建築物以外の多数利用建築物は86棟あります。このうち、耐震性を満たすものは68棟あり、耐震化率は79.1%となっています。

前回策定時（平成30年3月）の基準値である平成29年の78.9%から3.5ポイント上昇しています。

図 6-7 多数利用建築物（市有建築物以外）の耐震化率の推移

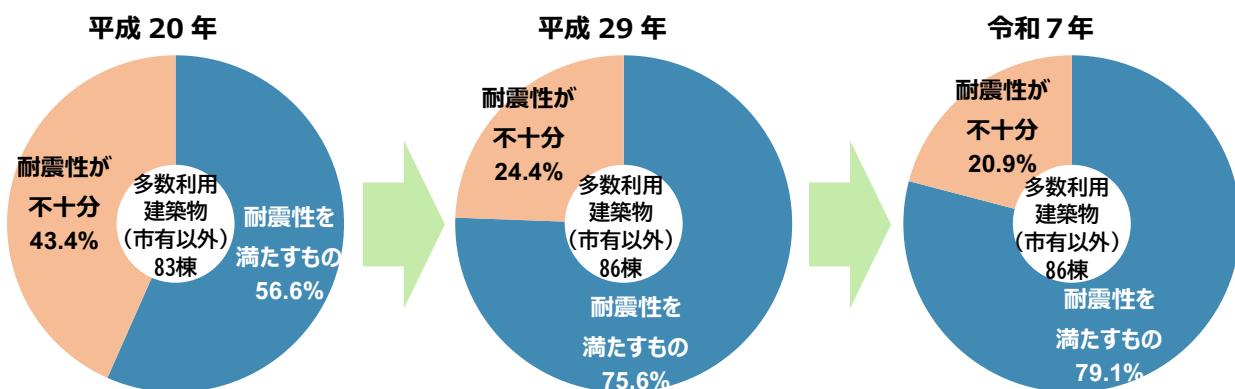


表 6-6 多数利用建築物（市有建築物以外）の内訳（令和 7 年）

(棟)	
多数利用建築物（市有以外）	86
昭和56年以降	66
昭和55年以前	20
耐震性を満たしているもの又は満たしていると判断されるもの	2
耐震改修を実施したものの	0
耐震性を満たさないもの又は不明なもの	18

(棟)	
多数利用建築物（市有以外）	86
耐震性を満たすもの	68
耐震化率	79.1%

c. 全体

多数利用建築物は、市有建築物と市有建築物以外を合わせて 143 棟あります。このうち、耐震性を満たすものは 125 棟あり、耐震化率は 87.4% となっています。

前回策定時（平成 30 年 3 月）の基準値である平成 29 年の 84.4% から 3.0 ポイント上昇しているものの、前回策定時の目標であった 95% には満たない状況です。

図 6-8 多数利用建築物（全体）の耐震化率の推移

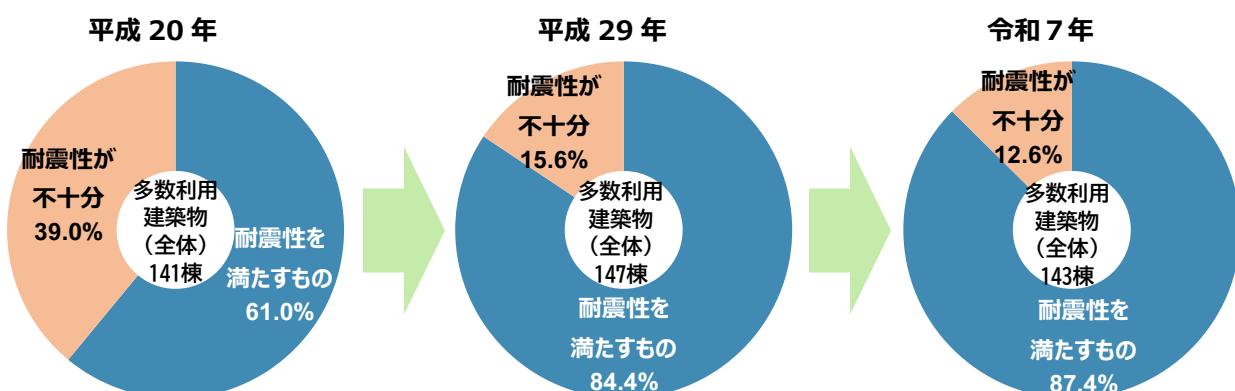


表 6-7 多数利用建築物（全体）の耐震化率の推移

(棟)	
多数利用建築物（全体）	143
昭和56年以降	100
昭和55年以前	43
耐震性を満たしているもの又は満たしていると判断されるもの	12
耐震改修を実施したものの	13
耐震性を満たさないもの又は不明なもの	18

(棟)	
多数利用建築物（全体）	143
耐震性を満たすもの	125
耐震化率	87.4%



(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。P55 表 6-9 参照）については、耐震改修促進法附則第 3 条で、耐震診断及び所管行政庁（北海道）への報告が義務付けられており、公表されています。

要緊急安全確認大規模建築物は、市有建築物が 7 施設、市有建築物以外が 2 施設、合計 9 施設あります。市有建築物については全て耐震改修によって耐震性を有していますが、市有建築物以外の 2 施設はいずれも耐震診断結果耐震性が満たされておらず、耐震改修等が必要となっています。

表 6-8 要緊急安全確認大規模建築物の一覧

市有建築物

	地区名	区分	建物名称等	建築年 (年)	耐震 診断 済	耐震 改修 済	地上 (階)	地下 (階)	延床 面積 (m ²)	対象 棟数 (棟)
1	一の坂町西 2 丁目	教育施設	滝川第一小学校	1960(S35)	○	○	3	0	5,340	3
2	滝の川町東 1 丁目	教育施設	滝川第二小学校	1975(S50)	○	○	3	0	5,968	4
3	文京町 2 丁目	教育施設	東小学校	1978(S53)	○	○	3	0	4,431	3
4	黄金町西 1 丁目	教育施設	江陵中学校	1978(S53)	○	○	3	0	5,945	2
5	新町 4 丁目	教育施設	明苑中学校	1979(S54)	○	○	3	0	4,662	1
6	西町 6 丁目	教育施設	西小学校	1965(S40)	○	○	2	0	4,720	2
7	江部乙町 1118-1	教育施設	江部乙小学校	1979(S54)	○	○	3	0	4,198	4

市有建築物以外

	地区名	区分	建物名称等	建築年 (年)	耐震 診断 済	耐震 改修 済	地上 (階)	地下 (階)	延床 面積 (m ²)	対象 棟数 (棟)
1	花月町 1 丁目	宿泊施設	滝川ホテル三浦華園	1980(S55)	○	-	6	0	5,691	6
2	明神町 1 丁目	宿泊施設	ホテルスエヒロ	1974(S49)	○	-	9	0	6,986	2

表 6-9 多数利用建築物・要緊急安全確認大規模建築物となる要件

用途		多数利用建築物 〔耐震改修促進法 第14条〕	要緊急安全確認大規模 建築物 〔耐震改修促進法 附則第3条〕
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000m ² 以上(屋内運動場の面積を含む。)	階数2以上かつ 3,000m ² 以上(屋内運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000m ² 以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000m ² 以上	階数1以上かつ 5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
集会所、公会堂			
展示場		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数2以上かつ 1,000m ² 以上	階数2以上かつ 5,000m ² 以上
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000m ² 以上	階数2以上かつ 5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ 500m ² 以上	階数2以上かつ 1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
遊技場			
公衆浴場		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	階数3以上かつ 5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			



(4) 緊急輸送道路等の沿道建築物に関する耐震化の現状

耐震改修促進法第7条では、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載され、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物を要安全確認計画記載建築物としています。

要安全確認計画記載建築物については、耐震診断及び所管行政庁への報告が義務付けられています。

○都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物・建物に附属するブロック塀等

※「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」では、緊急輸送道路等の沿道建築物のうち耐震診断及び所管行政庁への報告が義務付けの対象となる要安全確認計画記載建築物を指定していません。

○都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

※「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」で以下を指定づけているものの、対象建築物は要緊急安全確認大規模建築物と重複します。

- 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの
- また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

建築物のうち、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された緊急輸送道路等の沿道建築物は、市有建築物が1棟、市有建築物以外が4棟、合計5棟あり、いずれも耐震診断が行われていません。

建物に附属するブロック塀等は、該当がありません。

表 6-10 緊急輸送道路等の沿道建築物の一覧

市有建築物

	建築物名称	建築物所在地	着工年 (年)	耐震 診断済	耐震 改修済	地震時に通行を確保すべき道路
1	泉町福社会館	泉町2丁目9-9	1977(S52)	-	-	西1丁目通り線

市有建築物以外

	建築物所在地	着工年 (年)	耐震 診断済	耐震 改修済	緊急輸送道路
1	栄町2丁目	1960(S35)	-	-	国道451号(道指定)
2	栄町2丁目	1967(S42)	-	-	国道451号(道指定)
3	栄町2丁目	1979(S54)	-	-	国道451号(道指定)
4	栄町1丁目	1977(S52)	-	-	道道滝川停車場線(203号)(道指定)

図 6-9 要安全確認計画記載建築物の要件

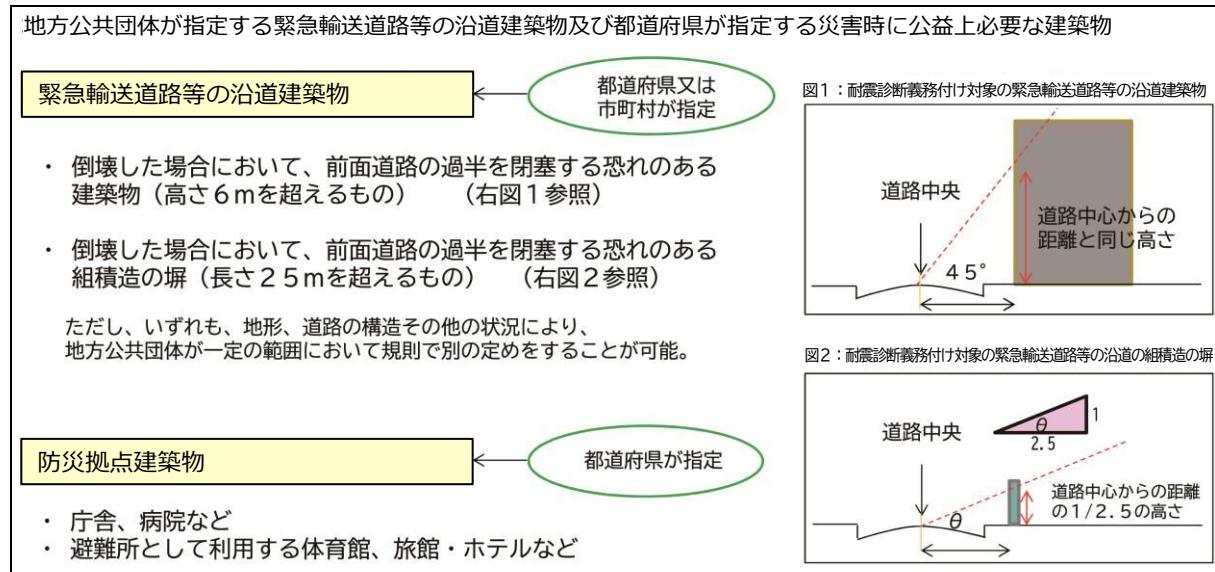
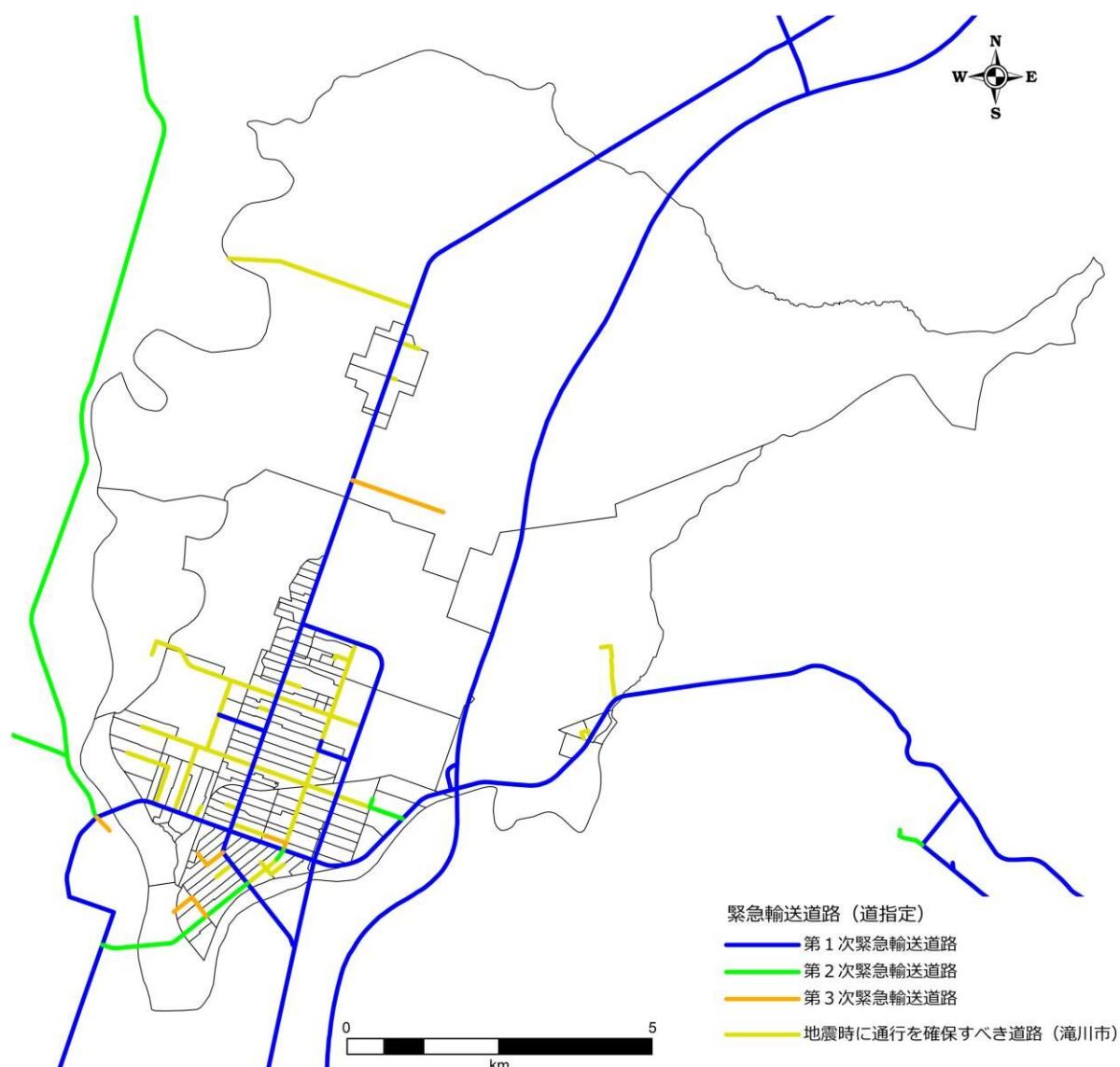


図 6-10 地震時に通行を確保すべき道路



資料：令和2年度 北海道緊急輸送道路ネットワーク図



3 住宅・建築物の耐震化の目標

国や北海道の目標を踏まえ、昭和 56 年以前に建築された「住宅」及び「要緊急安全確認大規模建築物」について耐震診断を推進し、下表に示す耐震化の目標に向けて、耐震化の促進に取り組みます。

表 6-11 耐震性が不足する住宅・建築物に対する耐震化（耐震化率）の目標

	国 (R7.7)	北海道 (R3.4)	滝川市
住宅	おおむね解消 (令和 17 年度)	おおむね解消 (令和 12 年度)	おおむね解消 (令和 17 年度)
要緊急安全確認 大規模建築物	おおむね解消 (令和 12 年度)	おおむね解消※ (令和 7 年度)	おおむね解消 (令和 12 年度)

※耐震診断義務付け対象建築物

4 耐震化を促進するための基本的な取組方針

(1) 耐震化を進めやすい環境・体制の構築

- 市民や民間事業者が耐震化に関する取組を進めるための情報提供を行うとともに、引き続き建築住宅課にて耐震化に関する相談に対応します。
- 滝川市公式ホームページや広報等を活用し、地震防災に関する普及啓発の取組を進めます。

(2) 都市の防災機能向上に資する取組の推進

- 空き家の除却等、古い家屋への対策を並行して進めることにより、都市全体の防災機能を向上するとともに、耐震化率の向上に努めます。
- 地震時に通行を確保すべき道路について、指定の必要性などを再検証し、必要に応じて見直しを行うことで、避難場所や防災拠点への道路ネットワークを確保します。

(3) 総合的・計画的な耐震化の促進

- 市有建築物については、「住宅」、「多数利用建築物」、「要緊急安全確認大規模建築物」、「要安全確認計画記載建築物」以外の施設についても、耐震化の促進に向けて、引き続き計画的な取組を進めます。
- 「滝川市地域防災計画」、「滝川市強靭化計画」、「滝川市公共施設等総合管理計画」など本市の防災や公共施設等の関連計画と整合した取組を進めます。
- 住宅・建築物の耐震化を進めるほか、落下物対策や家具の転倒防止など地震時の被害軽減のための総合的な取組を進めます。

5 耐震化の促進に向けた施策

(1) 耐震化を進めやすい環境・体制の構築

a. 耐震改修促進のための相談窓口の設置

市民が安心して耐震化に関する取組を進めることができるように、建築住宅課に相談窓口を設けており、引き続き相談及び情報提供に応じます。

なお、民間住宅に関する耐震診断については、関係機関を紹介するなどの対応に努めます。

b. 地震に対する安全性向上に関する意識啓発及び知識の普及

市民が地震防災という意識を持って、主体的に耐震化に取り組めるよう、建築物の耐震化の普及・啓発に必要な情報提供を行います。

建築物の耐震化の必要性、耐震改修の方法、支援制度の内容、日常における安全対策などについて、府内の防災部局のほか、市内の建築関係団体などと連携しながら普及・啓発に努めます。

(2) 都市の防災機能向上に資する取組の推進

a. 空き家等の古い家屋の除却促進

空き家等の古い家屋は、倒壊による救護活動の妨げとなるばかりでなく、延焼など被害拡大の要因となり得るため、老朽化が進む空き家の除却に対する支援を推進し、所有者等へ除却の促進を図ります。

b. 通行を確保すべき道路の指定

滝川市が指定する通行を確保すべき道路について、指定の必要性などを適切に判断するため、市内における緊急輸送道路等の沿道建築物の把握に努めます。

また、前述により把握した緊急輸送道路等の沿道建築物や、避難場所等の立地状況を勘案し、本市独自の通行を確保すべき道路の指定について、必要に応じて見直しを行います。



(3) 総合的・計画的な耐震化の促進

a. 関連計画と整合した市有施設の耐震化の推進

市有施設のうち、多数利用建築物に該当する施設は、全て耐震性が満たされていますが、その他の施設については、「滝川市公共施設等総合管理計画」や「滝川市強靭化計画」等の市有施設に係る考え方と整合を図りながら、必要に応じて耐震化を進めます。

特に、緊急輸送道路等の沿道建築物に該当する「泉町福祉会館」はあり方を踏まえて耐震化の検討を行います。

b. 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震性が満たされていない市有建築物以外の2施設については、国土交通省の建築物耐震対策緊急促進事業の活用など、所有者への働きかけを行い耐震化の促進を図ります。

c. 総合的な安全対策の推進

以下に示す総合的な安全対策に対し、市有施設においては、対象となる施設の把握に努め、必要な措置を講じます。

また、民間建築物については、関係団体と協力して、所有者等への啓発などを進めます。

①ブロック塀の安全対策

市内の緊急輸送道路等の沿道には、要安全確認計画記載建築物に該当するブロック塀等はありませんが、その他の既存ブロック塀等については、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するための点検や補強のほか、新規に設置するものについては、施工・設置基準を遵守することの重要性の周知などにより、安全性の確保を図ります。

②エレベーターの安全対策

地震発生時において、建築物に設置しているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

このような被害を防止するため、「地震時管制運転装置」の設置や、地震時のエレベーター使用に係るリスクの周知などにより、安全性の確保を図ります。

(4) 所管行政庁との連携

住宅や建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るため、所管行政庁である北海道と連携し、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導・助言等を求めます。

また、北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るために連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しています。

当該会議へ参加し、北海道、市町村、関係団体が一体となった住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。